# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

## 本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

### 発注者として採るべき行動/求められる行動

#### ★行動①:本社(経営トップ)の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

#### ★行動②:発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

#### 受注者として採るべき行動/求められる行動

#### ★行動①:相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公 共団体の相談窓口、中小企業の支援機関(全国の商工会議 所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどして積極的に 情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、 価格交渉の申込み様式(例)を活用することも考えられる。

#### ★行動②:根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、<u>最</u>低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

#### ★行動③:値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

#### ★行動④:発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら 希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

★行動③:説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

#### ★行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

#### ★行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求めら** れた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

#### ★行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、 必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する こと。

#### 発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動

★行動①:定期的なコミュニケーション 定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管 価格交渉の<u>記録を作成</u>し、発注者と受注者と双方で<u>保管する</u>こ と。

#### 指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

・公正取引委員会ホームページ https://www.jftc.go.jp/dk/ guideline/unyoukijun/rom uhitenka.html



#### ·説明動画

(公正取引委員会公式YouTubeチャンネル)

https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会)別添

## 価格交渉の申込み様式(例)

御見積書

(発注者) 御中

〇年〇月〇日

(受注者)

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 有効期限

年 月 日 年 月 日

商品名 (例:業務名、品番、件名)

合計金額

円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、**各コスト** 要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1 原材料価格 (素材費、部品購入費等)

The state of the s							
(例)							
		単価	数量	金額	(備考)旧単価(円)/		
					単価上昇率(%)		
	材料・品番						
小計	円						

2 エネルギーコスト (電気代、ガス代、ガソリン代等)

(1	(例)							
			単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	(備考)単価 上昇率(%)	
	電気	代						
		•						
小計 円								

3 労務費(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)

(1	(例 1 )								
		労務費の上昇		貴社向け売	金額				
		※改定前の支払	上比率						
	額	ップ、法定福利費等)に最低賃金・春季労							
		使交渉妥結額等							
	円		円	%		円			
(1	(例2)								
	現在の労務	人数	労務費の上昇率		金額				
	費単価		※最低賃金·春季労使交渉妥						
	円/人・日	人・日		%		円			
小詞	小計 円								

4 その他

(例) 設備償却費、保管料、輸送費等 小計 円